東洋史研究
第三十六卷　第四號　昭和五十三年三月　發行

金代女眞氏族の構成について

——『金史』百官志にみえる封號の規定をめぐって——

松浦茂

はじめに
一　金の封爵制と百官志の規定
二　女眞社會における姓の起源
三　完顏氏族と始祖說話
四　百官志の規定の本質的な意義
おわりに

はじめに

一九三〇年代の後半以後さかんになった女眞社會史研究の主要な課題は、氏族制度を解明することにあった。しかしながら、その全體的な成果にもかかわらず、女眞社會が氏族制社會であったか否かについては今なお結論は出ていない。それは、從來の研究がいずれの立場をとるにせよ、氏族制度という視點からではなくて氏族に固有な性格の一面に注目して議論を展開してきたからである。だが現實には部族組織が消滅し氏族制度が機能しなくなった後も、氏族の諸關係の多く

は新しい共同體に繼承されるのである。從って、今後の研究は氏族制度という視點からの分析を行なうことが肝要である。[1]

遼末金初の女眞族の社會構成に關しては、三上次男氏の研究がある。[2] 三上氏は、當時における金室の婚姻の實例を綿密に調査されてその選擇性を指摘され、各地域の政治ブロックが形成される基礎にはかつての部族的な結合があったと結論された。だが、彼らの婚姻に政略的な場合があったことは否定できず、從って、通婚範圍だけから部族的な婚姻組織の存在を述べることはむつかしいのである。各地の政治ブロックが部族組織でないことはその廣大な面積から明らかである。それがいかなる性格の組織であったのか、その內部には氏族制度の基礎としての部族組織が存在したのかを考察するためには、別の方法による檢討が必要である。本稿では、そのための基礎作業として、百官志に記載された女眞に對する封號の規定を手がかりとして、女眞氏族の發生關係を考察してみたい。それは、この規定が金朝の封爵制度の原則によっては律しきれない獨自性をもっているからである。以下、具體的に述べていこう。

一　金の封爵制と百官志の規定

『金史』卷五五百官志の中に、金朝の封爵制に關して封號の規定を概括的に說明した箇所がある。最初に王號（大國號二〇、次國號三〇、小國號三〇）、郡王號一〇、そして公主の縣號三〇を枚擧した後、それに續けて次のように述べる。白號の姓のうち完顏以下二六姓[3]は金源郡に、裴滿以下三〇姓は廣平郡に、そして吾古論以下二六姓は隴西郡に封ぜられ、また黑號の姓の唐括以下一六姓は彭城郡に封ぜられる、[4]と。これは表1のようにまとめることができる。

合計九八に及ぶこれらの姓は、女眞の姓を大體網羅したものとして古くから注目されてきたが、近年、陳述氏の勞作『金史拾補五種』（北京、一九六〇）が完成して初めて、それらを正確に理解できるようになった。本稿も多くのものをそれに負っている。陳氏は、これらの姓の大部分は女眞のものであるが、それぱかりでなく契丹やモンゴル族の姓も混ってい

表1　百官志に規定された姓と封號の關係

百衲本による。姓は、陳述氏『金史拾補五種』によって決定したが、一部變更した。（註③參照）◎印は、その姓が集團の名稱に由來し、同時代史料中にそれを帶びた人物の例が存在することを示し、○印はその姓の由來は證明できないが、實例が存在することを示す。これに對して△印は、實例もなく、それが集團の名稱から由來したことも可能性に止まることを示す。

號	白			黑
封號	西　隴	平　廣	源　金	城　彭
姓	吾古論、兀顏、女奚烈、獨吉、黃摑、顏盞、蒲古里、必蘭、斡雷、獨鼎、尼龐窟、拓特、盍散、撒答牙、阿速、撒剌、準土谷、納謀魯、業速布、安煦烈、愛申、拿可、貴益昆、溫撒、梭罕、霍域	裴滿、徒單、溫敦、兀林答、阿典、紇石烈、納蘭、孛术魯、阿勒根、納合、石盞、蒲鮮、古里甲、阿迭、聶摸欒、抹撚、納坦、兀撒惹、阿鮮、把古、溫古孫、耨盌、撒合烈、吾塞、和速嘉、能僊、阿里班、兀里坦、聶散、蒲速烈	完顏、溫迪罕、夾谷、陀滿、僕散、术虎、移剌答、斡勒、斡準、把、阿不罕、卓魯回、特黑罕、會蘭、沈谷、塞蒲里、吾古孫、石敦、卓陀、阿斯準、匹獨思、潘术古、諧石剌、石古苦、綴罕、光吉剌	唐括、蒲察、术甲、蒙古、蒲速、粘割、奧屯、斜卯、準葛、諧變、獨虎、术魯、磨鞏、益鞏、帖暖、蘇孛鞏

表1註

（1）吾古孫姓は吾古集團から由來したと言われるが、『金史』で確かめられないので一應○印にしておく。（『元史』卷一六三　烏古孫澤傳）　（2）原文は闌とつくるが、明らかに蘭の誤りである。　（3）『金史』世紀にみえる「五國沒撚部」の沒撚集團にあてられるかもしれないが、まだ解決されなければならない點があるので○印にしておく。（註㊻の三田村論文四頁參照）　（4）耨盌姓は、『金史』中に實例がある耨盌溫敦姓であると考えられる。　（5）陳氏は阿里班姓と阿里姓が同一であるとされる。今はそれに從う。　（6）『金史』卷六七留可傳には奧純という集團の名稱がみえる。或いはこれを奧屯に比定できるかもしれないが、それと並稱される塢塔が表1の中にみえないので、保留しておく。

ると考えられる。氏の著書の目的は、金代の史料中に殘された金朝治下における漢民族以外の諸民族の姓とその人物をすべて集めることであったから、百官志にみえない女眞[5]や契丹、渤海人の姓までも著書の後半に補足されたのは當然のことである。だから、もし氏のような問題意識をもってこの規定を理解するならば、これらの姓の選擇にもその分類にも原則的なものは存在しないということになるだろう。しかしながら、この規定が實際にいかに機能していたのか、金の封爵制全體においてその位置附けがなされていない以上、陳氏の見解には直ちに從うことはできない。ところで、『金史』百官志は、明昌初年の段階における官制體系を傳えている。[6]從って、この問題の箇所も當時の封爵に關する正式な規定を述べているはずである。だが、記述が省略されていて全體に及んでいないために、封爵制の原理は一切不明である。それ故、初めに實際の例を可能な限り集めて封號の實態を明らかにした上で、それから一般的な原則を歸納し、その結果と比較しながら百官志の規定の特色とその意義を追求していくことを、本稿の課題として設定したい。

まず、金の封爵制について全體的な理解をえておこう。百官志には前記の封號と並んで爵と食邑の規定が述べられている。爵については郡王以下七等級（郡王、國公、郡公、郡侯、郡伯、縣子、縣男）しかみえないが、實際にはそれに王が加わって八等級から構成されていた。だが、金朝におけるこれらの爵は封建制度としての實質的な意味をもたない。そして、それに代わるべき食封制、或いは食實封制も、同じように既に實質を失っていた。そのため、金制では封號に關して特別の規定が設けられていた。先に述べたように王號や郡王號は初めから一定數決められていて、王や國公、それに郡王の爵に對してはこの中から與えることになっていた。ところが殘る郡公以下縣男までの爵に對しては、それに冠するべき封號の說明は百官志のどこにもみえない。ただ冒頭に掲げた記述があるだけで、この點非常に不十分と言わざるをえない。『金史』では、概して郡公以下の爵の授與について記すことはまれである。だが、現實にその例が多數あったことは言うまでもない。それにもかかわらず、全體の規定がみえないのは何かそれを許す理由があったのにちがいない。そこで、順序としてまず、問題の規定から考察を進めていこう。

この規定が現實においていかに機能していたのか、實際の例について檢證してみよう。『金史』には期待できないので、ここでは主として金石史料を使い、その上に文集を補ってできるだけ多くの例をひろった。それを封號ごとに分類したのが、表2と表3である。

表2　表1の姓（＝女眞人）に對する封號

封號	姓名	銜	日附	史料
白源金	完顏京	驃騎正將軍護郡縣食邑一皇統二千戶賜一百戶知忻州軍州(一四二)事開國侯(1)	山右石刻叢編卷七月	一九獨擔靈顯王廟碑
	完顏守成	明威將軍絳陽軍節度副使兼絳州管內觀察副使上騎都尉金源縣開國男食邑五八伯戶	大定二三(一二三)年二	山右石刻叢編卷絳州衙門記
	完顏	定遠大將軍行濩鹿縣令輕車都尉金源縣開國伯食邑七百戶	大定二三(一二三)年	常山貞石志一四胤公長老塔銘
	□(2)	銀青榮祿大夫柱國金源□明昌元開國公食邑二千戶食實封貳伯戶	明昌元(一一九〇)年二	山右石刻叢編卷普恩寺重修
	完顏弼	廣威將軍同知棣州防禦使兼提舉常平倉事上騎都尉金源縣開國子食邑五百戶	明昌六(一一九五)年	山左金石志卷二〇棣州重修廟學碑
	完顏醜奴	宣武將軍行縣尉騎都尉金源縣開國男食邑三百戶	承安三(一一九八)年六月	山左金石志卷二〇濟陽縣創建宣聖廟碑
	完顏德瑜	明威將軍同知鈞州軍州事提舉常平倉事上騎都尉金□縣開國子食邑五□□	大安三(一二一一)年一二月	八瓊室金石補正卷一二八鈞州重修至聖廟碑
	完顏守信	太中大夫行鈞州刺史兼知同右軍事提舉常平倉事輕車都□金源郡開國伯食邑七百戶賜紫金魚袋總□軍馬	同右	
	完顏九住	輔國上將軍行鳳翔路恒州□縣令□□　院軍民都彈壓金源郡護國軍開國侯食邑一千戶食實封一百戶	興定五(一二二一)年一〇月	金石續編卷二〇寧曲社修水記
	溫特痕德□	輔國上將軍知平定軍事護軍開國侯	大定九(一一六九)年一〇月	山右石刻叢編卷二〇甕源公廟記
	溫迪罕胡失…縣…都尉金源郡開國伯食邑七伯戶		泰和二(一二〇二)年	常山貞石志卷一五元氏縣重修社壇記

夾谷撒合	光祿大夫遙授知鳳翔府事兼本路兵馬都總管宣權元帥左都監行河東路元帥府事知河中府事行六部尚書柱國金源郡開國公食邑二千戶食實封二百戶賜紫金魚袋	正大六（一二三九）年一〇月	山右石刻叢編卷二三重修玄武殿記	
僕散桓端	宣權從宜經略使奉國上將軍知孟州防禦使護軍金源郡開國侯食邑一千戶食實封一伯戶	正大五（一二三八）年二月	金石萃編卷一五八濟瀆靈應記	
徒單子澄	廣威將軍尚書工部郎中上騎都尉廣平郡開國子食邑五百戶	大定九（一一六九）年一二月	北行日錄上	
烏林答天錫	奉國上將軍河南路統軍使上護軍廣平郡開國侯食邑一千戶食實封壹伯戶	大定二五（一一八五）年	授堂金石文字續跋卷一二重修汝州香山觀音禪院記	
紇石烈	奉國□□濟州刺史兼知軍事提舉河防常平倉事廣平郡食邑　戶護軍	貞祐四（一二二六）年八月	山左金石志卷二〇濟州刺史李演碑	
納蘭和尚	昭勇大將軍遙授歸德府治中兼同知孟州防禦使事上輕車都尉廣平郡開國伯食邑七伯戶	正大五（一二三八）年六月	金石萃編卷一五八重修濟瀆廟記	

孛术魯孝忠	驃騎衛上將軍前顯德軍節度使兼瀋州管內觀察使上護軍廣平郡開國侯食邑一千戶食實封一百戶致仕	大定二九（一一八九）年四月	山左金石志卷二〇劉長生靈虛宮倡和詩刻	
孛术魯□□□	定遠大將軍行縣令□管勾常平倉事輕車都尉廣平郡開國伯食邑七百戶	承安三（一一九八）年六月	山左金石志卷二〇濟陽縣創建宣聖廟碑	
烏古論	宣武將軍行□州□山縣令騎都尉□□縣開國男食邑三百戶	承安五（一二〇〇）年三月	八瓊室金石補正卷一二七重刊鄭司農碑陰記	
烏古論	武節將□□□□皇城猛安移屯河世襲謀克騎都尉□□縣開國□食邑三百戶	同右	同右	
唐括安德	昭武大將軍行尚書吏部郎中上輕車都尉彭城郡開國伯食邑七百戶	大定九（一一六九）年一一月	北行日錄上	
唐括烏也	金吾衛上將軍河南尹上護軍彭城郡開國侯食邑壹仟戶食實封壹伯戶	大定一五（一一七五）年五月	金石續編卷二〇修白馬寺舍利塔記	
蒲察克溫	昭武大將軍行涿州刺史兼知軍事提點山陵提舉常平倉事上輕車都尉彭城郡開國伯食邑七伯戶	承安四（一一九九）年四月	八瓊室金石補正卷一二七重修蜀先主廟碑	

蒲察□家奴…□□□□勾常平倉事騎泰和二	常山貞石志巻一		
都尉彭城郡開國男食邑三(二〇〇)年	五元氏縣重修社		
伯戸	壇記		
蒲察黑斷	龍虎衛上將軍同知防禦使	正大五	金石萃編巻一五
事上護軍彭城郡開國侯食(二三〇)年	八濟瀆靈應記		
邑一千戸食實封一伯戸		二月	
粘割□頭	…□□□□□□倉事騎泰和二	常山貞石志巻一	
都尉彭城郡開國男食邑三(二〇〇)年	五元氏縣重修社		
伯戸	壇記		

表2註

(1) 完顔京の銜は誤りが多い。正は上とすべきであろう。また護郡縣では通じない。

(2) 越王允功の子璹である。

二つの表に關する限り、封號が明らかなものはすべて規定通りである。また封號のないものや磨滅してしまった數例についても、その封號が規定に従っていたことはまちがいない。例えば、「開國侯」とあるだけで封號を缺く溫特痕德□も溫迪罕胡失門の例からみて金源としてよい。完顔京についても、この規定が皇統年間にまでさかのぼって適用できるか問題であるが、やはり金源に封ぜられたと考えてよいだろう。[7] 烏古論姓の二名の場合も、大定九年以後は一例も例外がみつかっていないので、彼らの封號が規定通り隴西であったことは疑いない。

金源という封號が、金室の本據地である阿什河流域を指すことは言うまでもない。だが、金代を通じてこの地域に金源郡(もしくは縣)という行政區劃が存在したことは一度もない。[8] そもそも郡自體が、唐以降廢止されてしまうのであって、

表3 女眞人の封號

號封	姓名	夫人	爵	史料
白				
金源	夾谷土剌		金源郡開國侯	遺山先生文集巻二〇
		繼室蒲速烈氏	金源郡夫人	資善大夫武寧軍節度使夾谷公神道碑銘
	术虎筠壽		金源郡(開國)侯	遺山先生文集巻二七
		前夫人夾谷氏	金源郡夫人	龍虎衛上將軍术虎公神道碑
		夫人徒單氏	金源郡夫人	
隴西	尼龐古海山		隴西郡開國侯	寓庵集巻六金故光祿大夫刑部尚書尼龐古公墓志銘
黑				
彭城	蒲察元衡		彭城郡開國侯	遺山先生文集巻二〇
		夫人王氏	彭城郡侯夫人	資善大夫集慶軍節度使蒲察公神道碑銘

金の地方行政區劃には、路、府、州、縣しか存在しない。廣平以下の三郡もかつては中國本部に實在していたが、金のときにはもはや存在しなかったのである。[9]

この表によって、金の封爵制の一般的な原則が大分明らかになる。すなわち、封建制度が消滅し封地が存在しなかった當時、封號は本來の封地に代わって別の原理で決定されなければならなかった。封號と姓に一定の對應關係があるのは、封號が爵を授與される本人の姓に從って決められたことを物語っている。そしてその封號は、當時の行政區劃からとったのではなく、しかも、同じ封號が爵の等級に應じて郡としても或いは縣としても用いられることがあった。これは、封號がそれ自身既に符號的な意味しかもっていなかったことを示している。ここで我々は封號と姓との關係についてより深く檢討するために、表1以外の姓に對する封號をひろい出してみよう。

表4 漢人の封號(1)

姓名	銜	日附	史料
1 丁暐仁	少中大夫同知西京留守大同尹兼本路兵馬都總管府事上輕車都尉濟陽郡開國伯食邑七百戸賜紫金魚袋	大定一六(一一七六)年八月	山右石刻叢編卷二一普恩寺大殿記
②孔固	中憲大夫西京路都轉運副使上騎都尉魯縣(2)開國子食邑五百戸賜紫金魚袋	1に同じ	1に同じ
③王庭直	朝散大夫行解州夏縣令騎都尉太原縣開國男食邑三百戸賜紫金魚袋	皇統九(一一四九)年六月	山右石刻叢編卷一九重立溫公神道碑記
④王瑄	朝請大夫前行磁州滏陽縣令騎都尉太原縣開國男食邑三百戸賜紫金魚袋	貞元元(一一五三)年四月	常山貞石志卷一三定林通法禪師塔銘
⑤王良翰	中靖大夫行潞州潞城縣上騎都尉太原縣開國子食邑五百戸賜紫金魚袋	大定五(一一六五)年九月	山右石刻叢編卷二〇重修二仙廟碑
⑥王從簡	中順大夫前充隴州防禦判官上騎都尉太原縣開國子食邑五百戸賜紫金魚袋	大定六(一一六六)年	金石續編卷二〇開元寺觀音院記
⑦王兗	朝列大夫行臨泉縣令騎都尉太原縣開國男食邑三伯戸賜紫金魚袋	大定一三(一一七三)年一〇月	山右石刻叢編卷二一慈雲院碑

數字を圍んだ○印は、『太平寰宇記』所載の郡望と銜の封號が一致することを示す。註⑪の池田論文の表に基づく。

⑧王□□	正議大夫給陽軍節度使兼絳州管內觀察使提擧□□常平倉事上護軍太原郡開國侯食邑一千戶食實封壹百戶賜紫金魚袋	泰和二(一二〇二)年四月	山右石刻叢編卷二二段鐸墓表
⑨田仲禮	奉直大夫寧化州刺史兼知軍事提擧常平倉事上騎都尉京兆縣開國子食邑五百戶賜紫金魚袋	泰和八(一二〇八)年九月	山右石刻叢編卷二三昌寧公廟碑
甲10申之	宣威將軍前益都府益都令騎都尉河南縣開國男食邑三百戶致仕	大定一四(一一七四)年五月	八瓊室金石補正卷一二五清涼院碑
⑪白偉	朝散大夫行邠州淳化縣令騎都尉南陽縣開國男食邑三百戶賜紫金魚袋	大定二七(一一八七)年三月	金石萃編卷一五六淳化縣重修岱嶽廟記
⑫白舜臣	威武將軍遙授同知耀州軍事河東路行元帥府經歷官上騎都尉南陽郡開國子食邑五百戶	正大六(一二二九)年一〇月	山右石刻叢編卷二三重修玄武殿記
石13琛	安遠大將軍行眞定府獲鹿縣令輕車都尉武威郡開國伯食邑七伯戶	大定一四(一一七四)年一〇月	常山貞石志卷一四眞定府獲鹿縣靈巖院琛公長老塔銘

石14玠	嘉議大夫棣州防禦使兼提擧學校常平倉事上輕車都尉武威郡開國伯食邑七百戶賜紫金魚袋	明昌六(一一九五)年二月	山左金石志卷二〇棣州重修廟學碑
左15光慶	顯武將軍西上閤門使上騎都尉平原縣開國子食邑五伯戶	大定一四(一一七四)年四月	山右石刻叢編卷二一太清觀記
艾16脩	通奉大夫遙授定西州刺史兼知軍事分治河東路行尚書六部郎中護軍天水郡開國侯食邑一千戶食實封一百戶賜紫金魚袋	⑫に同じ	⑫に同じ
成17蒙亨	中憲大夫前河東南路轉運副使上騎都尉上谷縣開國子食邑五百戶賜紫金魚袋	④に同じ	④に同じ
呂⑱溥	朝奉大夫充永濟鹽副使騎都尉東平縣開國男食邑三百戶賜紫金魚袋	大定一二(一一七二)年一一月	授堂金石文字續跋卷一二大天宮寺碑記
李⑲仲仁	昭武大將軍同知乾州軍州事上輕車都尉隴西郡開國伯食邑七百戶	大定一一(一一七一)年一二月	金石萃編卷一五乾州思政堂記
⑳李愈	通奉大夫知河中府事兼提擧河防學校常平倉事□護軍隴西郡開國侯食邑一千戶食實封壹伯戶賜紫金魚袋	泰和二(一二〇二)年四月	山右石刻叢編卷二二段矩碑

㉑ 李文本	中順大夫前平陽府判上騎都尉隴西郡開國子食邑五百戸賜紫金魚袋	正大四（一二三七）年		金石萃編卷一五八重藤唐太宗慈德寺詩
22 李獻能	中順大夫遙授定國軍節度副使河東路行元帥府經歷官上騎都尉贊皇縣開國子食邑五百戸賜紫金魚袋	⑫、16に同じ		⑫、16に同じ
23 周允中	宣威將軍行耀州同官縣令上騎都尉汝南縣開國子食邑五百戸	大定二五（一一八五）年九月		金石萃編卷一五六同官縣靈泉觀記
㉔ 姚合	安遠大將軍充絳州觀察判官輕車都尉吳興郡開國伯食邑七百戸	大定二三（一一八三）年八月	山右石刻叢編卷二一絳州衙門記	
25 段鐸	中奉大夫前充華州防禦使兼提擧學校事護軍武威郡開國侯食邑一千戸食實封壹伯戸致仕	⑧に同じ	⑧に同じ	
26 耿得中	信武將軍□□州□侯騎都尉高陽縣開國男食邑三百戸	大定二一（一一八一）年六月	山左金石志卷一九博州重修廟學碑	
㉗ 党愜英	奉議大夫充翰林待制同知制誥兼同修國史上騎都尉馮翊縣開國子食邑五百戸借紫	明昌二（一一九一）年五月	山左金石志卷二〇節度副使張公神道碑	

28 郭宗慶	建威將軍行縣令上騎都尉汾陽縣開國子食邑五百戸	正隆四（一一五九）年四月	山右石刻叢編卷一九古賢寺彌勒殿記	
29 郭長倩	朝請大夫行太常丞騎都尉汾陽縣開國男食邑五百戸賜紫金魚袋	大定一二（一一七二）年七月	山左金石志卷一九文登縣新修縣學碑	
㉚ 陳大學	朝散大夫行太常寺□騎都尉潁川縣開國男食邑三百戸賜紫金魚袋	承安三（一一九八）年六月	山左金石志卷二〇濟陽縣創建宣聖廟碑	
㉛ 張□	廣威將軍行　稷山縣令上騎都尉清河縣開國子食邑五百戸	正隆四（一一五九）年五月	山右石刻叢編卷一九康樂亭記	
㉜ 張暐	中順大夫尚書禮部□□兼修起居注上騎都尉清河縣開國子食邑五百戸賜紫金魚袋	㉗に同じ	㉗に同じ	
㉝ 張茂	信武將軍前朔州軍資兼軍器庫使幷造作院騎都尉清河郡開國男食邑三百戸致仕	泰和四（一二〇四）年八月	山右石刻叢編卷二三聞喜重修聖廟記	
㉞ 黃久約	中憲大夫充翰林待制同知制誥上騎都尉江夏縣開國子食邑五百戸賜紫金魚袋	㉗、㉜に同じ	㉗、㉜に同じ	
㉟ 楊侯	中議大夫同知石州軍事上騎都尉弘農縣開國子食邑五伯戸賜紫金魚袋	⑦に同じ	⑦に同じ	

㊱楊伯仁	翰林侍講學士少中大夫知制誥兼左諫議大夫禮部侍郎護軍弘農郡開國侯食邑一千戶食實封壹伯戶賜紫金魚袋	大定二二(一一八二)年四月	山左金石志卷一九重修東嶽廟碑
37楊定	顯武將軍縣令騎都尉路豐縣開國男食三伯戶(3)	大定二九(一一八九)年一〇月	金石萃編卷一五六雲寂院鐘款
38楊師復	太中大夫前同知汝州軍州事輕車都尉號略郡(4)開國伯食邑七百戶賜紫金魚袋致仕	明昌六(一一九五)年二月	山左金石志卷二〇李氏祖塋碑
㊴趙安時	中順大夫南京路兵馬都總判上騎都尉天水縣開國子食邑五百戶賜紫金魚袋	28に同じ	28に同じ
㊵趙敬昌	奉國上將軍永濟鹽使護軍天水郡開國侯食邑一千戶食實封一百戶	⑱に同じ	⑱に同じ
㊶趙㨗	朝列大夫充德州防禦同知天水縣開國男食邑三百戶賜紫金魚袋	⑱、㊵に同じ	⑱、㊵に同じ
㊷趙秉文	翰林直學士□□大夫知制誥輕車都尉天水郡開國伯食邑□百戶賜紫金魚袋	貞祐四(一二一六)年八月	山金左石志卷二〇濟州刺史李演碑
㊸劉義	金吾衛上將軍充博州防禦使上護軍彭城郡開國侯食邑一千戶食實封壹伯戶	26に同じ	26に同じ
㊹劉□□	朝請大夫充絳陽軍節度判官騎都尉彭城縣開國男食邑三伯戶賜紫金魚袋	㉔に同じ	㉔に同じ
㊺韓爲股	安遠大將軍同知濟南尹事南陽縣開國伯食邑七百戶	皇統九(一一四九)年八月	金石萃編卷一五四長清靈巖寺寶公開堂疏
㊻韓錫	資政大夫絳陽軍節度使兼絳州管內觀察使上護軍南陽郡開國侯食邑一千戶食實封壹伯戶賜紫金魚袋	㉔、㊹に同じ	㉔、㊹に同じ

表4註

(1) この表にあるものが全てではない。一部割愛した。

(2) 「魯縣」は『太平寰宇記』中の魯國にあたると考えられる。從って、封號と郡望は一致する。

(3) 「路豐」という行政區劃の存在については不明。また、この「食」の下には邑を補わなければならない。

(4) もとの弘農縣は至道三(九九七)年に號略縣と改められた。よって、號略縣は當時の行政區劃である。

表4は漢人官僚の銜をまとめたものである。表2、表3において認められた金朝の封爵制の原則は、この表でも確かめられる。漢人についても同姓のものは同じ封號を與えられる傾向があって、封號と姓との間に對應關係が存在する。例え

ば、王姓を名のる王庭直ら六名はみな太原郡（もしくは縣）の封號をもつ。また李氏に關しても、李仲仁ら三名はいずれも隴西郡である。以下、張氏は三名とも清河郡（もしくは縣）に封ぜられており、趙氏は四人全て天水郡（もしくは縣）に、そして劉氏は二名とも彭城郡（もしくは縣）に封ぜられている。さらにまたその封號は、王氏の太原郡を始めとして李氏の隴西郡にしても張氏の清河郡にしても、いずれも金代の地方行政區劃ではなくて過去のそれである。

漢人の銜に認められる右のような封號と姓の關係はいかに考えたらよいのであろうか。これについては、該當しない例もあるが、ほぼ漢人の封號には本人の姓の郡望が選ばれたと斷定して誤りないと思う。[10] 周知の通り、中國社會においては三世紀以後各地に門閥があらわれた。彼らの姓は本貫の郡名と結びつき、それが固定化して郡望という概念が形成される。この郡望という概念は、郡の著姓と共に郡それ自身も表わした。社會の激しい動亂にもかかわらず、それは社會に深く浸透し、人々によって記憶された。その一方で、同姓であればみなその郡望を稱するような風潮も生まれた。[11] 既に、唐人の墓誌や行狀の中では、本人にかけられる地名は大ていの場合、現住地でも出身地でもなくて郡望を用いていた。そしてまた當時から、封號と郡望を一致させる試みも始まっていた。[12] 金朝の封爵制はその延長上にある。表4の番號を圍んだ○印は、當時廣く社會に流布していた郡望に關する一覽表であるいわゆる郡望表のうちで、最も標準的なものと言われる『太平寰宇記』中に殘された郡望と、金朝の封號とが一致していることを示す。[13] これでわかるように、前揭の姓ばかりでなくそれ以外の姓についても、封號と郡望が一致するものは多い。別系統の表を參考にすれば、その例はもっとふえる。[14] 金では、漢人に爵を與えるときに各自の姓に應じた郡望を封號にすることが規定されていたのであろう。封號が現實の行政區劃でないのもそのためである。

契丹人と渤海人には郡望という概念は存在しない。彼らの封號はいかにして決定されたのであろうか。表5は、遼金二代における契丹人、耶律氏と蕭氏の銜をまとめたものである。眞中の‖線を境にして右側が遼、左側が金に屬す。初めに耶律姓に注目すると、表5の四名の封號は全て漆水である。しかし、漆水郡（もしくは縣）という行政區劃は、遼金を通

じてのみならずそれ以前にも存在した事實はない。[15] 表2、表3の金源と同じく、これは行政區劃ではなくて、漆水という河川を表わしているのであろう。漆水とよばれる河は幾つかあるが、地理的位置から考えて、問題の漆水は灤河の支流である青龍河に比定するのが適當であろう。その當時の名稱が漆水である。[16] 本流である灤河の上流には、遼の太祖耶律阿保機が可汗時代に居城としていた漢城がある。おそらくこの地域が彼の根據地であったのだろう。漆水を耶律姓の封號としたのも、それを記念するためであったのかもしれない。

ところで蕭氏については、現在のところ遼代のものしか確實でないが、金のときにも變更はなかったとみてよいであろう。彼らの蘭陵という封號は、かつての蘭陵郡を指していると考えるべきである。というのは、蘭陵郡の著姓が蕭氏だからである。[17] 表5の蕭氏は契丹人であるけれども、蕭姓の郡望である蘭陵を封號にしたことは明らかである。

續いて表6は渤海人の封號の例である。大重壽と大懷柔が渤海の王族大氏の後裔であることは、その姓から疑いない。彼らの神麓という封號は、行政區劃ではない。先の金源や漆水の例から類推すると、神麓はかつての渤海國のかなり重要な地名であるかもしれない。ただ、これだけからでは、その起源が渤海時代にあったとは斷定できない。[18]

張玄徽は、渤海人の名族、遼陽の張氏の一族である。[19] 彼の封號である清河は、漢人張氏の場合と同じく張姓の郡望である。また、高慶裔と高思廉も渤海人である。[20] 彼らの封號は共に廣陵であるが、廣陵郡の著姓の中に高氏も入っており、從って廣陵も郡望であることがわかる。[21] 結局、渤海人の張氏と高氏は、契丹人蕭氏と同じく、渤海人でありながらもそれがもともと漢姓であるために、その郡望を封號として使用したのである。

これで表全部の說明が終った。そこで再び表1にもどろう。これまで述べたことで明らかなように、金朝の封爵制では、原則として、漢姓をもつものは民族に關りなく封號は郡望を用いていた。それに對して獨自の姓である耶律氏や大氏には、各々漆水及び神麓という特別の封號が與えられた。ところで、この表1には、漢姓は一つもない。もし右の原則に嚴密に從うならば、封號は全て新しく考案しなければならない。しかし、金源がそうであるだけで、殘る三つの封號、廣

表5　契丹人の封號

姓名	銜	日附	史料
蕭惟平	安國軍節度邢洺磁等州觀察處置等使崇祿大夫檢校太師左金吾衛上將軍使持節邢州諸軍事邢州刺史知涿州軍州事兼管內巡檢安撫屯田勸農等使兼御史大夫上柱國蘭陵郡開國公食邑三千二百戶食實封參伯貳拾戶	清寧四（一〇五八）年三月	金石萃編卷一五三涿州雲居寺四大部經記
夫人耶律氏	漆水郡夫人		
蕭阿魯帶	蘭陵縣（開國）公	大安九（一〇九三）年	遼史卷九四蕭阿魯帶傳
耶律劭	朝議大夫守殿中少監知安德州軍州事上騎都尉漆水縣開國子食邑五百戶賜紫金魚袋	乾統八（一一〇八）年九月	滿洲金石志外編大遼興中府安德州報建鎮嚴寺碑銘
耶律重哥	定遠大將軍河南府判官輕車都尉漆水郡開國伯食邑乙伯戶	大定一五（一一七五）年五月	金石續編卷二〇修白馬寺舍利塔記
耶律貞	漆水郡（開國）侯		元文類卷五一故金漆水郡侯耶律公墓誌銘
耶律履	漆水郡開國公		元文類卷五七故金尚書右丞耶律公神道碑

表6　渤海人の封號

姓名	銜	日附	史料
大重壽	宣威將軍行眞定府元氏縣令	大定一三（一一七三）年七月	常山貞石志卷一三洪福院尚書禮部牒幷重修洪福院記
	上騎都尉神麓郡開國子食邑五百戶		
大懷柔	懷遠大將軍行解州聞喜縣令兼管勾常平倉事輕車都尉神麓郡開國伯食邑七百戶	泰和四（一二〇四）年八月	山右石刻叢編卷二三聞喜重修聖廟記
張玄徵	彰信軍節度使金紫崇祿大夫檢校太保知涿州軍州事清河縣開國子食邑五百戶	天會一〇（一一三二）年六月	授堂金石文字續跋卷一二智度寺邑人供塔碑銘
高慶裔	留守西京特進檢校太保尚書右僕射大同尹兼山西兵馬都部署上柱國廣陵郡開國公食邑二千戶食實封二百戶	天會八（一一三〇）年	大金國志卷三二立齊國劉豫冊文
高思廉	銀青榮祿大夫行興中尹上柱國廣陵郡開國公食邑二千戶食實封貳伯戶	大定七（一一六七）年六月	滿洲金石志卷三興中府尹改建三學寺碑
妻高氏	廣陵郡夫人		

平、隴西、彭城はいずれも郡望をそのまま採用している。或いは、表1の女眞姓には漢譯されるものがあるので、これらの封號はそれと對應するのではないかと考えられるかもしれない。だが、金では女眞姓の漢譯を全面的に禁止していたのであるから、それが選擇されたのは漢譯を理由にしてではない。従って、三つの封號に關しては、郡望を選擇する要件は姓であるという封爵制の原則があてはまらない。これらの封號は、三グループの姓とは無關係に全く恣意的に選ばれたものと考えられる。

これに對して金源は、耶律氏の漆水や大氏の神麓の例にならっていることはほぼまちがいない。完顔氏がそれに封ぜられるのは當然であるが、ここで疑問なのは、なぜ夾谷や僕散等一部の女眞人だけが金室と同じ金源に封ぜられねばならないのかという點である。一體、このような姓の分類はいかなる根據に基づくのであろうか。前述したように、四つの姓のグループと封號との間には原則的な關係はない。むしろ、この姓の分類は、封爵制とは全く獨立に存在していて、封號は後から恣意的に與えられたとは考えられないだろうか。百官志の記事をただ封號の規定としてだけに終らせられない理由もここにある。以下、この規定における姓の選擇基準、及びその範圍について考察しよう。

二　女眞社會における姓の起源

これまで女眞族の姓を當然の事實として扱ってきたが、そもそも女眞社會に我々が言うような姓が初めから存在していたのであろうか。幸いにして『金史』では、世紀と幾人かの列傳に遼末の女眞社會の狀況が克明に語られている。それらの部分は、天會六（一一二八）年から皇統元（一一四一）年にかけて勗らが編纂した『祖宗實錄』[29]によったものである。これを檢索すると、當時の女眞の人名は名だけであって姓は附けられていないことがわかる。その中で姓をもつ人名は數例みえるが、それは例外であって、壓倒的な大多數は、「統門水溫迪痕部阿里保（勃菫）」（卷六七　留可傳）のように、姓の代わりに部という集團の名稱が附けられているのである。多くの場合さらに河川や集落名までも名の上に添えられる。こうわりに部という集團の名稱が附けられているのである。多くの場合さらに河川や集落名までも名の上に添えられる。こう

した獨特な人名の記述方法は、世紀等が『祖宗實錄』の記述に忠實に從っているためであって、後者の「凡部族、既曰某部、復曰某水之某、又曰某郷某村、以別識之」（巻六六　勗傳）という、各々個人の所屬を區別する方法を繼承していることは明らかである。

ところが、このような人名の記述方法は、『金史』では『祖宗實錄』によったところにしかみえない。さらに言えば、「完顏部」というような集團名もこれらの中だけに限られ、太祖阿骨打卽位以降の時期に關連する部分からはばたりと姿を消してしまう。太祖本紀では、世紀と同じ人名の記述方法は『祖宗實錄』に基づいた、卽位以前の部分にあるばかりで、卽位後のところでは、それに代わって、姓を附けないでただ名を記すだけのものと、「完顏希尹」のように姓名を連ねる兩方の例が並んであらわれる。こちらはもちろん、皇統八（一一四八）年に宗弼が完成した『太祖實錄』に依據するものである。『祖宗實錄』と『太祖實錄』との間にはわずか七年の歲月しかたっていないのに、人名の記述態度に關する限り、兩者にははっきりとした斷絶がある。このような差異が生まれた理由は、本質的には社會自體の變化にあると考えられる。つまり、『祖宗實錄』は故老の記憶を訪ねて編纂したもので、阿什河のほとりの完顏集團が支配を廣げ、ついに全女眞族の統一を達成するまでの歷史を記述する。その過程で交涉の主體となったのは、その所屬の表示方法が示すように、河川の流域の、集落を基盤にした小規模な集團であった。それが完結した一つの社會を形成していたのであり、從って『祖宗實錄』にそれが頻出し、個人の所屬を表わすのは當然である。その意味で、『祖宗實錄』には、故老の意識を通して、過去における彼らの歸屬意識が鮮明に現れていると言える。これに對して『太祖實錄』は、十分とは言えないまでも實際にあった當時の記錄に基づいて編纂したものである。既に、女眞族は統一を完成し、それまでの部という集團の枠を越えて、共同して一連の對外軍事行動を開始したので、集團名も河川や村落の名も示すことはなくなった。そのために名しか擧げないのである。また他方では、漢文化と接し、漢民族風に姓名兩方を名のるものがあらわれ始めた。そして、後にはその方が普通になる。太祖本紀は、前者から後者への過渡的な段階を示していると言える。このようにして、女眞族の

人名はもともと名があるだけで、我々が言うような姓を附ける習慣は存在しなかったと結論することができる。

名に姓を附けることが女眞社會のある程度の範圍に普及するのは、熙宗以降である。それ以前においては、天會四（一一二六）年に太宗が郭藥師と董才兩名に完顏姓を賜った[22]ことからもうかがえるように、女眞にもようやく姓の觀念が生まれつつあったことは事實である。しかし、それは一部の高官層に限られていたと考えられる。宋や高麗へ送った公式文書の中では、女眞人の使者について姓は附けずに名だけ記すのが普通だからである。[23]ところが、平和が回復して外國と正式に使節を交換することが始まった熙宗以後には、女眞人の使者は必ず姓名兩方を書かれている。[24]一例を擧げると、天會四年に宋に派遣された撒離栂（ママ）は、後天眷元（一一三八）年に再び宋に使いしたときには、烏陵思謀と名のっている。[25]つまり、彼は天會四年から天眷元年までの間に名を思謀に改め、そして新たに烏陵（＝烏林答）という姓を用い始めたことになる。[26]ちょうどこの時期は、太宗末年から熙宗初年にかけての制度改革の時期にあたる。問題の封爵が銜の中に正式に入れられるようになったのも天眷元年である。[27]官僚層を中心に多數の女眞人が、漢民族風に姓を名のるようになったのは、このような動きと關係している。從って、女眞族の間に姓の觀念が普及するのは、これ以降のことに屬する。

それでは、表1に含まれている女眞の姓は何から由來したのであろうか。これに對して、部の名稱からとられたというものと、居住地の名稱から出たという二說がある。[28]そこで、世紀等を檢索してみると、その中に表1の姓で部名としてあらわれるものが、完顏を入れて全部で二三姓ある。表1において肩に◎印を附けた姓である。これらは全て姓としてそれを帶びた人物の例が知られている。その外に由來は明らかでないけれども、確かに女眞の姓であってその實例が存在するものが三〇姓ある。表中で肩に○印を附けた姓である。このうちの數姓は問題があるが、それは後で述べる。これ以外の姓については實際の例がない。九八に對する二三という數字は滿足のいくものではない。しかし、私は、これだけからでも女眞の姓は一般に集團の名稱をそのまま姓に採用したと結論しても誤りないと信ずる。

さて、百官志の規定においては、その姓の選擇範圍をどこに置いていたのであろうか。このうち半數近くは全く實例が

ないのであるが、しかし、私は表1の姓はすべて女眞姓に限定されていたと考える。それは、前章で檢證したように、女眞以外の民族に對する封號の規定は別に存在するからである。ところが、陳述氏はこの中の幾姓かは女眞以外の民族に屬すと述べられる。しかしながら、何分にも史料が少ないので氏の主張に強い論據があるわけではない。ただ、全體の論旨に關るので、重要な移剌答、兀撒惹、黃摑、蒙古、光吉剌の五姓について以下一つずつ檢討してみたい。

陳氏によると、移剌答は契丹人の耶律（＝移剌）姓の異譯であるという。[30] もしそうであれば、封爵制の原則から言って、兩者の封號は當然同じでなければならない。假に百官志の規定に從うならば金源となるはずであるが、耶律氏に對する實際の封號は、表5でわかるように例外なく漆水である。これに對して同時代史料の中には、移剌答貞（『高麗史』卷二一　熙宗世家）そして移剌答撒□（『山右石刻叢編』卷二〇　靈源公廟記）という人物の名がみえ、移剌答姓があったことは確實である。移剌答と耶律は別々の姓である。移剌答は女眞の姓と考えるのが妥當であろう。[31]

次に兀撒惹（*nguət sât ʻńźia*）[32] 姓であるが、陳氏はこれを兀惹 Weji 族の姓と言われる。だが、史料に名を留める兀惹族の人物はみな漢姓を用いている。遼のとき賓州（吉林省五家站附近）に強制移住させられた兀惹族の間には、金初既に李姓のものが多かったという。[33] 彼らの指導者李靖は有名である。[34] また金朝によって、兀惹族の一部は隆安府（吉林省農安縣）に移住させられたが、その中で姓名が知られているのは張澄の一族（『遺山先生文集』卷二四　張君墓誌銘）と元に仕官した張孔孫（『元史』卷一七四　同傳）である。やはり彼らも漢姓を稱している。これに對して兀撒惹姓を名のった例は一つもない。從って、兀惹族が兀撒惹姓を用いたとは考えがたい。兀撒惹姓の起源は、烏薩扎（*ʻuo sât ṭṣat*）[35] であるかもしれない。兀撒惹姓も女眞の姓とみなしてよいであろう。

それでは、黃摑（*ʻɣ^{ω}âng k^{ω}vk*）[36] はオングト Önggüd 族の姓と考えられるであろうか。『金史』では黃摑姓をもつものが八名みえ、黃摑敵古本と黃摑九住の二人についてはその居住地がわかる。[37] 前者は、寧江川の戰役以前より世顯水の近くに住んでいた。世顯水は金代の恤品路（綏芬河流域）にある一河川と推定される。[38] また後者は、臨潢府（遼寧省巴林左旗）に

住んでいた。これに對して、オングト族は陰山方面に居住し界壕を守備していた。[39] そのうち、臨洮府（甘肅省臨洮縣）にいた一部は、金初に一時遼東に移されていたがまもなく淨州（內蒙古自治區百靈廟附近）にかえった。居住場所だけをもってしてもオングト族を黃摑氏に結びつけることには無理があるが、さらに決定的なのは彼らの姓である。最も問題となる、かつて遼東に移された人々の中にも黃摑姓はみえない。ただ、馬姓を名のる馬慶祥の一族が知られているだけである（『金史』卷一二四　同傳）。肇昌府（甘肅省隴西縣）にいた汪世顯らは彼らの一派とみられるがやはり黃摑姓ではない（『元史』卷一五五　同傳）。このように黃摑姓とオングト族とは無關係である。黃摑敵古本の住地からみて、黃摑は女眞の姓と考えるのが妥當であろう。

次に、蒙古（*mung 'kuo*）[40]はモンゴル Mongrol 族の姓とみなすことができるだろうか。蒙古姓は『金史』に六名みえる。その一人、蒙古綱は咸平路猛安に屬し、しかも承安五（一二〇〇）年進士の經歷をもつ（『金史』卷一〇二　同傳）。蒙古氏が金朝の缺くことのできない構成員であったことは疑いない。ところで、金がモンゴル族と最初に直接的な關係をもったのは天會一四（一一三六）年の頃である。[41] モンゴル族が北方國境から侵入したので、金では宗磐らを派遣して擊退した。その後再びモンゴルとの關係ができるのは、承安元（一一九六）年に裏がタタル討伐を行なった際である。[42] この前後二つの事件の間にモンゴル族が金朝の內部に受け入れられたということは、その狀況からみて考えられない。にもかかわらず、明昌初年の官制改革で彼らの封號が規定されることはありえない。蒙古姓はモンゴル族に對する姓ではない。蒙古は、三十部（姓）女眞の中の蒙骨拽に比定できるかもしれない。蒙古もまた女眞の姓と考えられる。

陳氏は、光吉剌（*kwang kiĕt lât*）[43]をコンギラト Qonggirad 族（『金史』では廣吉剌（*kwang kiĕt lât*）[44]と音譯される）に比定されるが、光吉剌姓については蒙古姓のときと同樣のことが考えられる。大定末年頃から北方で遊牧民の侵入が繰返されるが、その中心勢力となったのがコンギラト族であった。これに對して金は明昌三（一一九二）年から攻勢を強め大鹽濼（內蒙古自治區達布蘇鹽池）附近で擊破し、ついに承安三（一一九八）年にコンギラト族を降服させることができた。[45] このよう

に國境で激しい戰鬪が行なわれているのに、同じ頃その仇敵コンギラト族の封號を規定することなどはありえない。光吉剌をコンギラト族に比定することは不可能である。以上の論證で明らかなように、百官志の規定は女眞族に對するものであって、從ってそこに記載された姓は全て女眞のものであると言うことができる。

續いて、女眞の姓の選擇基準について考えよう。漢文史料では、様々な規模や構成の集團に對して一様に部という表現があてられる。『金史』においても、部と書かれる集團は表1に收錄されているものに限らない。女眞であることが明らかであるのに、この規定に入っていない集團がある。例えば、世紀にみえる「五國蒲聶部」は、五國の一つである盆奴里部に比定できる。[45] 五國とは金代には胡里改と言われ、三姓から臨江に至るまでの松花江兩岸の地域であって、それは當時かなり獨立性の強い地域であったと考えられる。しかしながら、この五國（＝胡里改）地方にも表1にみえる夾谷や奧屯等の集團が存在していたことは疑いない。[46] これに對して蒲聶部は、三田村泰助氏が指摘されているように、それらの集團から構成された、それよりは上位の組織體である。[47] 兩者の組織は區別されていたはずである。胡里改の人々が夾谷等を姓に採用して、蒲聶を姓にしなかったのには、何か合理的な理由がある。おそらく、前者の二集團は同一の構造と性格をもっていたのであろう。それは、表1中の全部のものに共通していると考えられる。

その外、含國、職德、直撚里、さらには『高麗史』に記錄されている三十部（姓）女眞の幾つかについては問題が殘るが、將來の研究に待ちたい。

以下の章において、百官志に規定された各集團の性格を考察し、その上に表1の意義について檢討してみたい。

三　完顏氏族と始祖說話

これまで、表1の集團に對して史料にみえる通り部という表現をそのまま使ってきた。從って、それはいかなる評價も含まない。その構造についてはこれまでただ前述の三上氏の研究があるだけで、まだ十分な檢討がなされていない。初め

に掲げた課題を果すためには、その歴史的性格をいかに規定するのかという問題を避けて通ることはできない。だが、史料的な條件から、全てについて檢證することは不可能であるので、ここでは最も史料に惠まれている完顏集團をその對象とするだけに留めたい。しかしながら、その結論は、他の集團にもそのまま該當すると考えて誤りない。

かつて完顏集團は、多くの小集團に分かれていたが、それらの間の關係を述べる史料はわずか一つしかない。宗室表の敍文は次のように述べる。

> 金人初起、完顏十二部[46]、其後皆以部爲氏、史臣記錄有稱宗室者、有稱完顏者。稱完顏者亦有二焉、有同姓完顏、蓋疎族、若石土門、迪古乃是也、有異姓完顏、蓋部人、若歡都是也。大定以前、稱宗室、明昌以後、避睿宗諱稱內族、其實一而已、書名不書氏、其制如此。宣宗詔宗室、皆稱完顏、不復識別焉。

すなわち、宣宗以前金朝の公式記錄には、完顏の內部に宗室、同姓完顏、そして異姓完顏の三者の區別があったという。これは、完顏という集團の名稱から完顏姓ができた後の區別のように考えられるが、必ずしもそうとばかりは言えない。

まず宗室から入ろう。宗室は名を書くだけで姓を書かないと說明されている。これはもちろん、女眞に姓がなかったときのことを言うのではない。實は、大定三（一一六三）年に金朝では、唐の皇族にならって、宗室のうちで三從皇親に限って姓を用いないことになったことを指している[47]。ここで言う三從皇親は、皇帝の三從兄弟及びそれ以內の親等にある親族を言うのであろう。從って、宗室表における宗室の範圍は、漢民族の親族體系にならって人爲的に決められたもので、必ずしも彼ら本來の親族組織に基づいてはいない。以下明らかになるが、それは、彼らが同族と認める人々の中から、一部の近親者を切取ったものにしかすぎない。『金史』ではしばしば、もっと廣い範圍のものに對して宗室という言葉が使われている。

次に、同姓完顏と異姓完顏に移ろう。完顏が姓であるとすれば、これは大變矛盾した表現である。ここで、その例とし

系圖（『金史』により作成）

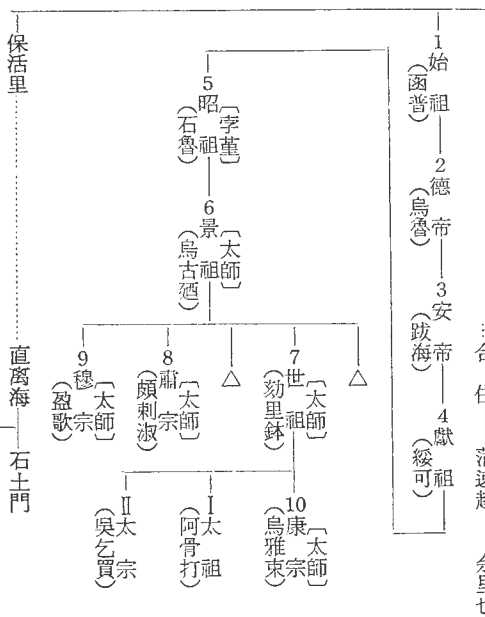

て石土門と歡都の名が擧がっていることが注目される。前者は、金室の祖先である始祖函普の弟、保活里の子孫であり、また後者は著名な功臣であって、いずれも建國前の、従って女眞社會に姓があらわれる以前の時代に生きていた人物である。だが、歡都が異姓とされていたことは誤りない。[39]すると、既にそのときから完顏內部には異姓とよばれるものがいたことになる。異姓があれば同姓があったことも確實である。その場合、そもそも姓というものが存在しないのだから、同姓とか異姓とかいう區別は、姓が同じであるか異なるかという事實に基づくわけではない。このような表現を使用したのは、むしろそれによって親族關係の有無を表わそうとする意圖をもっていたと考えられる。そのように兩者の區別は、その本質的な性格に根據をもっていたから、集團の名稱から完顏姓ができた後も、同姓と異姓という表現は維持されたのである。

さて、同姓完顏は疎族と説明される。疎族とは遠い親族の意であるが、言うまでもなく、それは金室との關係においてである。石土門らが例として擧がっているのも、彼らが保活里の子孫であるからである。『金史』にみえる限りでは、皇族が同族と認める範圍は、宗室表の定義よりも廣い。周知の通り、金室の世系は始祖から發するが、彼には阿古廼と保活里の二人の兄弟がいたとされている。當然ながら、始祖の子孫はみな同族であり、均しくその特權を享受する。[40]同樣に、

保活里の子孫もやはり同族とみなされている。右の石土門以外に、金末に活躍した完顔賽不もそうである。[8] 始祖兄弟の子孫が金朝を通して一つの同族組織を形成していた事實は、『金史』巻九八完顔匡傳の允恭（顯宗）の言葉に明瞭にあらわれている。

> 顯宗嘗謂中侍局都監蒲察查剌曰、入殿小底完顔訛出、侍讀完顔撒速（＝匡）、與我同族、汝知之乎。對曰、不知也。顯宗曰、撒速始祖九世孫。訛出保活里之世也。始祖兄弟皆非常人、汝何由知此。

これに對して、異姓完顔は部人と説明される。部人と疎族とでは對にならないが、疎族の例から推測して、部人は完顔集團の中で金室が自らの同族と認めない人々を指すと考えられる。『金史』巻六六の贊に、部人は「宗室」ではないとするのもこれを言うのであろう。[9] 完顔姓でありながら「宗室」でないとされたものに、完顔謀衍がいる。[10] 謀衍の父婁室の碑には、彼らの先祖の名が次の通り記錄されている（『滿洲金石志外編』壯義王完顔婁室碑）。

> 王諱婁室、字斡里衍、與國同姓。蓋其先曰合篤者、居阿注滑水之源、爲完顔部人。祖洽直魯。（中略）父白答。

これによると、その遠い祖先の名は合篤というが、それに該當する人物は、金室の祖先の中にはみえない。婁室らが完顔集團に屬しながら宗室に入らないのは、結局、彼らが系譜の上で金室の祖先である始祖兄弟とつながりをもっていないためである。だから、皇族は彼らに對して同族意識をもっていなかったのである。

この結論に對しては、次のような反論が豫想される。從來の研究によれば、始祖兄弟も始祖から昭祖石魯に至る世系も、すべて金朝が全女眞族を統一する過程で政治的な目的によって捏造したものであり、從って右の事實はことごとくその結果であって、完顔集團の構造を研究する手がかりにはならない、と。しかし、私は、始祖以下の世系はそうした政治狀況が生まれるはるか以前から、全く別の使命をもって傳承されていたと考える。よって、これまでの論證は有效である。

金室の祖先の世系に關して、世紀が景祖烏古廼の前に五代を置くのに對して、『松漠紀聞』は一代しか擧げない。池內宏氏は、世紀の始祖より昭祖までの所傳が史實ではないことを指摘し、彼らは假空の人物で實在しないと斷定し、そし

て、『松漠紀聞』の方が眞實に近く、世紀はその世系を意圖的に延長していると結論された。[29] 確かに、始祖から獻祖妥可までの四名は、歴史上に實在した人物とは考えられない。始祖が確立したという殺人賠償の慣行にしても、或いは獻祖のときに始まった農業や家屋の制度にしても、池內氏が論證された通り、その起源ははるかに古く、しかも東北の諸民族の間では一般的な習俗であって、史實とみなすことはできないからである。[30] ただ、昭祖は實在した可能性が強い。彼を境にして、史料の性格ががらりと變わっているからである。ともあれ、始祖以下四名が傳說的な人物で實在しないという氏の見解は絶對に動かない。しかしながら、そうであるからといって世紀よりも『松漠紀聞』の方が、金室の祖先說話の祖型に近いとする池內氏の結論には從うことはできない。それは、兩者のいわゆる始祖說話の內容を比較すれば明らかである。

世紀の始祖說話は次の通りである。

> 金之始祖諱函普、初從高麗來、年已六十餘矣。兄阿古廼好佛、留高麗不肯從。曰、後世子孫必有能相聚者、吾不能去也。獨與弟保活里俱。始祖居完顏部僕幹水之涯、保活里居耶懶。（中略）始祖至完顏部、居久之、其部人嘗殺它族之人、由是兩族交惡、鬨鬪不能解。完顏部人謂始祖曰、若能爲部人解此怨、使兩族不相殺、部有賢女、年六十而未嫁、當以相配、仍爲同部。始祖曰、諾。廼自往諭之曰、殺一人而鬪不解、損傷益多。昜若止誅首亂者一人、部內以物納償汝、可以無鬪而且獲利焉。怨家從之。（中略）女直之俗、殺人償馬牛三十自此始。既備償如約、部衆信服之、謝以青牛一、幷許歸六十之婦。始祖乃以青牛爲聘禮而納之、幷得其貲產。（中略）遂爲完顏部人。

以上である。これに對して『松漠紀聞』はずっと簡單である。

> 女眞酋長、乃新羅人、號完顏氏、完顏猶漢言王也。女眞以其練事、後隨以首領讓之。兄弟三人、一爲熟女眞酋長、號萬戶、其一適他國。完顏年六十餘、女眞妻之以女、亦六十餘。（以下略）

後者の系統には、さらに幾つかの異傳があるが、[31] いずれにしても『松漠紀聞』以上の價値をもつものではない。

さて、當時の女眞社會は百近い部から構成されていた。だが、この部は日常の單位としては餘りに大きすぎたので、內

部はさらに小さな集團に細分されて各々が一つの完結した社會をつくっていた。從って、彼らの慣行や習俗、或いはその行爲は、その集團内部の秩序と深く關っていた。その中で生まれた以上、たとえ史實ではなくても、始祖説話の中にはこのような社會の現實やそこで生きる人間の意識があらわれているはずである。世紀の始祖説話は、右のような建國前の女眞社會における集團と個人の關係をみごとに描いている。

世紀の始祖説話は二つの部分からなる。第一は、完顔と他の集團との血讐を調停して賠償の慣行を確立したこと、第二は、完顔部の女性を妻にめとり完顔部に入ったこと、この二つである。これらはいずれも當時における實際の習俗を説明したものである。完顔集團のある個人が犯した殺害事件が被害者の集團と完顔との血讐の爭いをひきおこしたという初めの物語の中では、部の構成員と彼を保護するべき部の關係がはっきりと述べられている。さらに、後半の婚姻も、當事者である始祖と女性だけの問題ではない。婚資を媒介として完顔集團もまたそれに關與していることは明らかである。女眞人の婚姻が社會的に認められるためには、婚資の授受が不可缺であった。[29] それは、婚姻が二人だけでなく彼らが屬している集團相互の關係をも生むからであって、婚資は一人の人間の移動に伴なうもとの集團の損失に對する見返り的な意味をもっていた。[30] 始祖が完顔集團に青牛を與えるのも、そのような理由からである。從って、第一と第二の物語は青牛の存在を通して有機的につながっている。

ところが、『松漠紀聞』には集團の名稱は全くみえない。ただ、始祖にあたる人物が「完顔氏」を稱したと言う。姓という觀念はまだ形成されていなかったのであるから、「完顔氏」という表現は正しくない。ともかく、これは完顔を姓と考えているのであって、完顔集團の存在を言ったのではない。また、「女眞」という表現にしても、特定の集團を指すものではない。だから、その婚姻には、右に述べたような特別な性格をみることはできない。要するに、『松漠紀聞』は、金朝成立以前に女眞が部という集團によって個別化されていたことを理解していない。だから、それは女眞社會から直接生まれた説話とは考えられない。

また、世紀は始祖が「高麗」からやって來たと言う。ここで言う「高麗」は、三上氏が指摘されている通り、高麗ではなくて高句麗を指していると考えるべきである。[17] そうすれば、始祖兄弟の居住地と彼らの子孫が現實に住んでいた場所とが矛盾なく理解できるからである。これに對して『松漠紀聞』は始祖を「新羅人」とする。この「新羅」は文字通りに新羅を言うのではなくて、或いは高麗の雅名として使われているのかもしれない。だが、そのいずれにしても、始祖説話と彼らの子孫との結びつきは失なわれてしまう。

こうして世紀の始祖説話と『松漠紀聞』のそれとの相違點が明らかになった。結局、後者の根底にある社會や個人についての認識は女眞族のではなくて漢民族のそれである。これは、後者が宋人洪皓の著書であることにもよるであろう。しかしながらたとえその點を考慮に入れても、後者の系統から前者の説話がつくられたとは考えられない。兩者の昭祖や景祖に關する記事をあわせて檢討すれば、それはなお明らかである。[18] すなわち、世紀の始祖説話こそが彼ら本來のものであると言うことができる。

先に述べたように、完顔氏の世系は始祖兄弟三人とその子孫から構成される。この中で、金室を出した始祖の系統は阿什河を中心として住み、沿海州南部にいた保活里の後裔である石土門一族とは景祖のときから密接な關係をもっていた。一方、阿古廼の子孫だという胡十門らは遼東に居住し、收國二(一一一六)年に歸順するまで金室とは全く關係をもっていなかった。もし彼らの世系がそれ以後に捏造されたとしたら、古くから關係が深かった石土門の場合はよいとしても、それでは、なぜ、外の誰でもない胡十門を金室の世系に加える必要があったのか、その理由が説明できない。池內氏のように、世紀の祖先説話は、もともと胡十門家に傳わっていた祖先の傳承を金室が自らの祖先傳承につくりかえたものであるとするならば、[19] その世系に胡十門が入っていても不思議はない。だが、『松漠紀聞』の始祖説話は俗傳とも言うべきもので何ら獨立の價値をもつものではない。從って、池內氏の假説は成り立たない。これに對して、小川裕人氏らは祖先説話はあくまで金室の中から發生したという立場から獨自の見解を發表されたが、[20] 胡十門が金室の同族とされていることに

ついては説得力のある説明をされていない。

ところで、阿古廻の子孫だと言ったのは胡十門ばかりではない。同じく遼東に居住していた合住という人物も自らをそのように稱していたという。[55]『金史』巻六六合住傳の記事を信頼する限り、どうしても彼は金室と彼らとの關係が始まる收國二年以前に生存していたと考えなければならない。そのとき胡十門と同時に金朝に降ったのは、孫の余里也だからである。[56]だが從來の説は、本文では合住の曾孫にあたる布輝が目次では子となっていることから、子の蒲速越と孫の余里也は胡十門傳よりの混入であって、胡十門と共に金に降ったのは合住自身としなければならないとする。[57]しかし、本文の記載よりも目次が價値をもっているとは考えられない。合住傳の記述を尊重すれば、合住一族には古來彼らが阿古廻の子孫であるという傳承がうけつがれていたことを認めないわけにはいかない。かつて三上氏は同族間に祖先を共通にする傳承が存在していたのではないかと豫想されたが、[58]この事實はそのことによってしか説明できない。すなわち、金室や石土門、胡十門一族の間には、以前より始祖兄弟の傳承が傳えられていたと考えられる。

なるほど始祖以下の四代及び始祖の兄弟は傳説的な人物である。けれども、それは決して世紀の祖先説話が彼らにとって無價値であるとか無意味であるということを意味するものではない。もし彼らの社會で眞實として信じられているならば、それだけで價値をもっていたはずである。これまで述べたことで明らかなように、始祖兄弟の子孫と信じる人々の間には同族意識が存在していた。逆に言えば、彼らの同族關係は系譜の上で始祖兄弟につながることから生ずるのである。『金史』では、同じ始祖の兄弟と言っても、阿古廻の子孫に對する態度は保活里の子孫と比べていささか冷淡である。それは、前者が長期間にわたって金室と没交渉の狀態にあったためであろう。

殘る德帝、安帝、そして獻祖の三人についてはどのように考えるべきであろうか。系圖中の數字は天會一四（一一三六）年に廟號を贈られたことを示す。昭祖以降の數字は現實に行なわれた支配權力の繼承順を表わすけれども、始祖から獻祖までの數字にはそうした意味はない。繼承方法にしても、前者の相續が大體兄弟間で行なわれているのに對して、後者

は規則的な父子繼承である。ところで、安帝の子孫とされる婆盧火の一族はやはり阿什河流域に住んでいたが、金室とは別の集團であったらしい。[80] また、安帝の弟の子孫は海姑水（阿什河の支流海溝河）のほとりに住み、彼らも金室とは別の小集團を形成していたことは疑いない。[81] だが、これらの集團は一代や二代でつくられたわけではない。實際にははるかに長い時間をへて形成されたと考えられる。從って、始祖以降四代の世系は、生物學的な父子關係ではなくてこれらの集團が形成されてきた過程を表わしている。彼らもまた金室の同族である。

これまで論證してきたことと、三上氏が明らかにされた外婚集團であるという事實をあわせて考えるとき、完顏集團は父系出自の氏族であると斷定できる。從って、世紀の祖先說話は完顏氏族の氏族傳承であると言えよう。これに對して、完顏集團には金室から同族と認められないものがいた。だが、傳承によれば、始祖にしろ妻室の祖先の合篤にしろ、結果として完顏氏族に加入するのであって、それを創始したわけではない。おそらく、完顏氏族の起源はもっと古く、長い時間の經過と共に分裂を繰返して小集團を生み、各々が氏族の機能を果すようになったと推測できる。いわゆる同姓完顏もその一つで、異姓完顏とはそれ以外のものの總稱であったと考える。すなわち、彼らは起源的には同じ完顏氏族と言えよう。

完顏氏族について認められた事實は、表1中の他集團に對してもあてはまる。それらも同一の構造をもった氏族である。つまり、女眞の姓は彼らの氏族の名稱をとったのである。

四　百官志の規定の本質的な意義

それでは、表1のような姓の分類は、いかなる根據に基づき、そしていかなる事實を意味しているのであろうか。この章では、特に、白號と黑號という區別について、それがいつの頃から存在していたのかを明らかにし、この問題を檢討してみたい。

結論を言えば、金建國以前から既に女眞社會には白號と黑號の區別があったと言うことができる。それを證明するのは、

金朝の末期にくりひろげられた正統をめぐる論爭である。[77] 周知のように、中國の歷代王朝には五行相生說による德運の順序があり、自己の正統を主張する限り、各王朝は自らの德運を定めてその中に位置附けなければならなかった。金において正統の問題が初めて本格的に議論されるのは、章宗の時代である。中國王朝としての金の完成をめざしていた彼の治世に、それはおこるべくしておこったものと言える。[78]

最初の會議が招集されたのは、明昌四（一一九三）年のことである。その後しばらく會議は繼續されたが、德運を何にすべきかなかなか結論が出なかった。當時は大體次の四つの見解にわかれたという。

㈠ どの王朝の德運をつぐかを問題にしないで金德とする。
㈡ 五代と宋を正統と認めず、唐の土德をついで金德とする。
㈢ 遼の水德をついで木德とする。
㈣ 宋の火德をついで土德とする。

そうこうするうちに、泰和二（一二〇二）年になって、㈣に從って、金は土德の國家とすることが決定された。[79]

宣宗の時代に、正統の問題が再び繰返されるが、章宗のときの決定にそのまま從ったらしい。[80] その際には、㈢を支持するものはなく、㈠と㈡、それに㈣を主張するものだけであった。それらの議論を詳細に傳える『大金德運圖說』によって、以下論爭の主要な論點を集約し、金の正統の問題を複雜にした原因を明らかにしよう。

そもそものことのおこりは、太祖が收國元年に帝位につき、國號を金と定めたことにある。それについて『金史』卷二太祖本紀同年正月壬申朔の條には次のようにみえる。

是日、卽皇帝位。上曰、遼以賓鐵爲號、取其堅也。賓鐵雖堅、終亦變壞、惟金不變不壞。金之色白、完顏部色尙白。於是國號大金、改元收國。

金が白色であることと、完顏氏族が白色をとうとぶことが一致するので、金を國號にしたのだという。眞實において

は、この太祖の言葉は五行相生の順序を述べたものではない。しかし、偶然に金と言い、白色と言って、五徳の一つである金徳を連想させるために、金朝は早くから自らを金徳の國家とみなしていた。そのことは、制度的には、十二月の臘祭が金朝では丑日に決められていたことによって確かめられる。[75] すなわち、かつては王朝が交替するたびに、正朔や服飾、犧牲の色を改めていたが、魏以後には、正朔を變更することは廢止され、ただ祖祭や臘祭の日を變えるだけになった。[76] そして、その日をいつにするかは王朝の徳運によって一定していた。[77] 金徳の國家においては、臘祭は丑日に實施された。これに對して、土徳の國家では辰日に行なわれた。『大金徳運圖說』によると、金朝では太祖のときから臘祭を丑日に行なったように記すが、『金史』の中でそれを確認することはできない。しかし、世宗の大定三年以後には毎年十二月の丑日に實施されたことは疑いない。[78] 従って、金は遅くとも世宗以來金徳の國家と自認していたと言える。

その起源がどうであれ、一度制度的に確立されると、それは祖宗の法として簡單には改めることができなくなる。金末における議論の爭點も、結局、その現實的な權威に對して眞の意味での正統の問題をどのように調和させるのかということにあった。(一)及び(二)を支持するものは、祖宗の法に従い金徳にすべきだと言って頑張った。他方、(四)を支持するものは、太祖の言葉は五行の順序を言ったのではなく、土徳としてもさしつかえないと主張したのである。

それでは、太祖の言葉の眞意はどこにあったのであろうか。『大金徳運圖說』省判は、これについて次のように答える。

> 李愈所論太祖聖訓、卽是分別白黑之姓、[79] 非關五行之敍。

すなわち、それは白姓と黑姓を區別したものだという。前述したように、當時女眞に姓という觀念はなかったから、この記事に「白黑之姓」とあるのは適當ではない。だが、完顏氏族は白色をとうとぶという太祖の言葉は、要するに表1にみえる通り完顏姓が白號の姓に屬することと同じ事實を述べているのにちがいない。白姓や黑姓とは言わなかったであろうが、そのとき確かに白と黑の區別が存在していたのである。それは當然姓ではなくして、氏族に關する區別のはずであ

る。ここにきて我々は、表1の女眞姓を白黑兩號へ類別することの起源が、金朝建國以前における女眞族の氏族組織の類別にあったことを確認できる。表1の姓の構成は、完顔の例から考えてかつての氏族の類別をそのまま繼承しているとみて誤りない。それを四つの小グループに分けることも、第一章でみたその獨自性から判斷して、當時から存在していたことは疑いない。

それでは、このような氏族の分類は何を意味するのであろうか。遼末の女眞社會においては、たとえ同じ氏族でも特定地域にかたまっていることはなく、その全領域に廣がっていた。こうした狀況では、同一の氏族が政治的或いは軍事的に一つになって行動することは不可能であった。反對に時には互いに敵對することすらあったのである。だから、このような一般的な氏族の區分が、金朝成立前夜における現實の利害關係によったものと考えることはできない。この表は、分裂によって一つの氏族組織から形成された女眞の氏族の親緣關係を表わしている。すなわち、初め白黑兩氏族があって、次にそれが四氏族に分かれ、それからさらに次々と新しい氏族が分裂していったと推測する。しかし、この氏族の構成は、かつて實在した部族組織を示すものではない。三十部（姓）女眞等の例からもわかるように、この中にはある地域にのみ限られていた氏族も入っていると考えられるからである。これは、それらの氏族をも含めた全氏族の關係を整理してまとめたものであろう。從って、もし部族組織が存在したとしたら、この中の幾つかの氏族によって構成されていなければならない。

ここで注目されるのは、四十七部という集團である。これも政治ブロックの一つと考えられる。その名稱があらわれるのは、圖們江附近にいた烏古論氏族の留可らが金室に對して抵抗したときである。留可らは、「徒單部之黨十四部爲一、烏古論部之黨十四部爲一、蒲察部之黨七部爲一、凡三十五部。完顔部十二而已、以三十五部戰十二部、三人戰一人也、勝之必矣。」（『金史』卷六七　同傳）と揚言する。その數字からみてこれは四十七部集團を言ったものに違いない。[29]「完顔部」は直接には金室を指すから、その中には阿什河の完顔氏族も含まれることになる。ところで、表1について言うと、完顔は最初の小グループの筆頭、徒單は第二グループの二番目、烏古論は第三グループの筆頭、そして蒲察は第四グループの

二番目に位置する。この對應は偶然によるのではない。表1の氏族分類を意識したものであって、數字は小グループに屬す氏族數を表わすと考えられる。さて、四十七部集團はその地域の廣大さから考えて部族組織ではない。だが部族連合體とも考えられない。右のように、當時彼らの行動を律していたのは部族組織ではないからである。彼らはその範圍をこえて、かつての半族と推定される小グループ內の親緣關係によって行動しようとしている。從って、その內部では部族組織は既になくなっていたか、或いは形骸化して機能していなかったと結論できるのである。

おわりに

『金史』百官志にみえる女眞に對する封號の規定を手がかりにして、それが氏族の親緣關係を表わしていることを明らかにし、それから遼末金初の女眞社會では部族組織は機能していなかったと結論した。しかしながら、本稿は氏族制度の研究のための最も基本的な課題を扱ったにすぎず、しかもまだ不十分なところが多い。殘されている多くの課題については、將來の研究に期したい。

註

① この點について、私は先に拙稿「女眞社會史研究をめぐる諸問題」(『東洋史研究』三五—四、一九七七)で指摘した。詳細はそれに讓るので參照いただければ幸いである。

② 三上次男「遼末に於ける金室完顏家の通婚形態」(『東洋學報』二七—四、一九四〇、同『金史研究三』所收、東京、一九七三)

③ 陳述氏は卓魯回特黑罕を卓魯、回特、黑罕の三姓と考えられる(『金史拾補五種』八〇頁)。しかし、卓魯回蒲乃速の例(『金史』卷一一四 石抹世勣傳)からも明らかなように卓魯回で一姓であり、この部分は卓魯回と特黑罕の二姓に分けるべきであろう。

④ 『牧庵集』卷一七布色君神道碑では、全體で百姓あったと言い、しかも隴西郡に封ぜられる姓を黑號の中に入れる。

金有天下、諸部各以居地爲姓、章顧病其書以華言爲文不同、勅有司定著而一之。凡百姓、金源郡三十有六、廣平郡三十、皆白書、隴西郡二十有八、彭城郡十有六、皆黑書、其等而別者甚嚴。布色氏于金源次居五、其素爲華望之家、不言可喩。

しかし、現在のところは『金史』に從って本文で示した通りに考えることにする。

⑤ それらは、三十部（姓）女眞（『高麗史』巻四顯宗世家三（一〇一二）年二月甲辰の條）や『三朝北盟會編』巻三女眞記事中の姓で表1にみえないものを集めたのであるが、詳細は不明である。將來の研究に待ちたい。

⑥ 三上次男『金史研究二』（東京、一九七〇）一、第三「金史百官志にみえる官制の制定年次」六五頁參照。

⑦ 表2にみえるように百官志の規定は大定九年まではさかのぼって適用することができるが、それ以前についてははっきりしない。ただ、金源についてだけは命婦の封號として與えられた例がみえるので、國初から既に存在していたと考えられる（『金史』巻一三〇　阿鄰妻（沙里質）傳）。

⑧ 北京路大定府に金源縣があるが、それは遼の開泰二（一〇一三）年設置であり、封號の金源とは關係ない。

⑨ 廣平縣（河北省廣平縣）と隴西縣（甘肅省隴西縣）、そして後述の太原府（山西省陽曲縣）や滹河縣（河北省滹河縣）等は金代に存在していたが、封號はこれらの行政區劃を指してはいない。

⑩ これについては陳氏（前揭書一頁）の外、清朝の學者も述べている。例えば、沈濤『常山貞石志』巻一三定林通法禪師塔銘の註等を參照されたい。

⑪ 池田溫「唐代の郡望表—九・十世紀の敦煌寫本を中心として—（上）、（下）」（『東洋學報』四二—三、四、一九五九、六〇）特に（下）を參照。

⑫ 竹田龍兒「唐代士人の郡望について」（『史學』二四—四、一九五一）三一—三八頁參照。

⑬ 前揭池田論文（上）八七頁參照。

⑭ 一例を擧げると『廣韻』所載のものを參考にすれば、丁、成、周、段姓についても彼らの封號が郡望であったことがわかる。前揭池田論文（上）の表を參照。

⑮ 百衲本『遼史』巻一〇四王鼎傳では彼が「漆水縣令」になったと述べるが、これは中華書局本が校訂する通り「淶水縣令」の誤りである（一四五八頁）。

⑯ 『大清一統志』巻九　永平府青龍河の條。漆水の名は『遼史』にもみえるが、特に『元史』においては灤河が氾濫をおこすたびにそれに連ねて漆水の名が擧げられるので、當時そのように呼ばれていたことはまちがいない（例えば巻二〇　成宗本紀大德五（一三〇一）年八月己巳の條）。

⑰ 『太平寰宇記』巻一五　徐州の條。

⑱ 渤海國にも封爵制が存在していたことは確實であるが、その封號は明らかでない。鳥山喜一『渤海史上の諸問題』（東京、一九六八）八五、八六頁參照。

⑲ 外山軍治『金朝史研究』（京都、一九六四）各論二「金朝治下の渤海人」一三八—一四八頁參照。

⑳ 高慶裔については『三朝北盟會編』政宣上帙九に、「而（高）慶裔渤海人。尤桀黠頗知書。（以下略）」とみえるので明らかである。また、高思廉についても次の理由から渤海人と斷定できる。まず彼が遼陽の出身であること、第二に彼が同姓の高氏を妻にめとっていること（同姓不婚という絕對の規範がある漢人

社會では、それはまずおこりえない）の二つである。

㉑『太平寰宇記』巻一二三　揚州の條。

㉒『金史』ではその外に『先朝實錄』とも『始祖以下十帝實錄』とも稱される（藤枝晃「金朝の實錄」（『東洋史研究』一〇―二、一九四八））。

㉓『金史』巻三　太宗本紀同年正月丁卯朔の條

降臣郭藥師、董才皆賜姓完顏氏。

㉔一例として、『（大金）弔伐錄』（四部叢刊本）巻下　冊大楚皇帝文（天會五（一一二七）年）にみえる忽剌虎を擧げることができる。

㉕次の表は、『宋史』本紀と『高麗史』世家に記錄されている金から派遣された女眞人の使者の姓名をまとめたものである。天眷元年以降は全部姓が記されているが、それ以前は徒孤旦（＝徒單）烏歇の例があるだけである。この表は一般的な傾向を表わしていると考えられる。

『宋史』本紀と『高麗史』世家にみえる金朝初期の女眞人使者（括弧の數字は卷數）

日　附	『宋史』本紀	『高麗史』世家[1]
收國二(一一一六)年四月		阿只　(14)
天輔元(一一一七)年三月		同右　(14)
天輔三(一一一九)年二月		术孛　(14)
天輔四(一一二〇)年九月	斯剌、習魯[2] (22)	
天輔五(一一二一)年五月	昜魯　(22)	
天輔六(一一二二)年九月	徒孤旦烏歇　(22)	
天輔七(一一二三)年三月		寧术割　(22)
天會四(一一二六)年一一月		撒離梅[3] (23)
天眷元(一一三八)年五月	烏陵思謀　(29)	
天眷三(一一四〇)年正月		完顏　昜　(17)
皇統二(一一四二)年正月		烏陵錫嘏　(17)
同右　四月	完顏宗賢　(30)	
同右　五月		完顏宗禮　(17)
同右　九月	完顏宗表　(30)	
同右　一一月		蒲察忠安　(17)
皇統三(一一四三)年一二月	完顏　曄　(30)	
皇統四(一一四四)年五月	烏延　和　(30)	
同右　一二月	孛散　溫　(30)	
皇統五(一一四五)年五月	完顏宗尹　(30)	
同右　六月		完顏思海　(17)
同右　一二月	蒲察　說　(30)	
皇統六(一一四六)年正月		完顏　昇　(17)
同右　五月	烏古論海　(30)	
同右　一〇月		烏延遵禮　(17)

(1)『宋史』には、「孛堇」としか出ていないので、『三朝北盟會編』（巻四）によって補った。

(2)『高麗史』では、天眷三年以前において表以外にも使者の名が擧がっているが、女眞人と斷定できないので省略した。

㉖註㉕の表參照。撒離梅と烏陵思謀が同一人物であることは、『金虜節要』（『三朝北盟會編』炎興下帙七八所引）の次の記事によって明らかである。

有烏陵思謀者。（中略）小名撒盧毋、本無名字。（中略）後以門下被虜人洛陽進士吳鼎、蘇閏、立名曰思謀、字仲遠。

㉗ 烏陵思謀は『金史』で「烏林荅贊謀」と記されている（巻八四 斡盤溫敦思忠傳）。従って、烏陵は表1の烏林荅の異譯である。ところで、『遼史』は彼が天慶九（＝金・天輔三（一一一九）年）に既に烏林荅姓を名のっていたかのように記す（巻二八 天祚本紀同年正月の條）。しかし、天輔三年以降の日附をもつ公式文書の中でもやはり「撒離毋」と書かれている。前者に誤りがあると考えるべきであろう。『（大金）弔伐錄』等參照。

㉘ 三上氏が指摘されているように、卦爵は天眷元年以前から銜の中に入っているが、公式にそれが決定されたのは熙宗の官制改革のときである（百官志總序）。三上前揭書二、二、第六「金朝初期の三省制度」二七一頁參照。

㉙ 前者の例としては、完顏姓だけに關してだが、第三章で揭げる宗室の敍文が擧げられる。一方、後者の例としては、註④の布色君神道碑がある。

㉚ 陳前揭書、六、六六頁參照。以後の姓についても本書の該當部分を參照されたい。

㉛ 前述の三十部（姓）女眞の中に「耶邏多」という一集團（姓）がみえる。移剌荅姓はこれに比定できるかもしれない。

㉜ B. Karlgren, *Analytic dictionary of Chinese and Sino-Japanese*, Paris, 1923, 1275, 767, 938.

㉝ 『松漠紀聞』

嗢熱（＝兀惹）者國最小。（中略）族多李姓。予頃與其千戶李靖相知。

㉞ 李靖については、外山前揭書、附錄二「金代嗢熱の文化について」（六一九―六二八頁）に詳しい。

㉟ Karlgren, *op. cit.*, 1288, 1167,「扎」はないので「札」の音價で代用した 1152.

㊱ *Ibid.*, 106, 480.

㊲ 黃掘敵古本は巻八一に傳があり、黃掘九住も巻一二二にその傳がある。

㊳ 津田左右吉氏は星顯水を海蘭河に比定される。それに對して池内宏氏と三上氏は各々それを布爾哈圖河と嘎呀河にあてられ、定說がない。だがいずれにしても圖們江の支流であって大きなくいちがいはない。因みに、星顯水流域は天會九（一一三一）年以後恤品路から曷懶路に移管された。

㊴ 陳垣『元西域人華化考』巻二、櫻井益雄「汪古部族考」（『東方學報』東京、六、一九三六、小野川秀美「汪古部の一解釋」（『東洋史研究』二―四、一九三七）等參照。

㊵ Karlgren, *op. cit.*, 611, 421.

㊶ 外山軍治「金熙宗朝に於ける蒙古の侵寇」（『蒙古學』二、一九三八、前揭書所收）參照。

㊷ 外山軍治「金章宗時代に於ける北方經略と宋との交戰」（『滿蒙史論叢』三、一九四〇、前揭書所收）後者四八〇―四八四頁參照。

㊸ Karlgren, *op. cit.*, 451, 325, 509.

㊹ *Ibid.*, 452, 325, 509.

㊺ 註㊷の外山論文四九一、四九二頁參照。

㊻ 三田村泰助「金の景祖について」(『東方學』五四、一九七七)三頁參照。

㊼ 例えば、夾谷清臣は實際に胡里改に住んでいたし(『金史』卷九四　同傳)、奥屯世英の祖先も胡里改の出身であった(『寓庵集』卷七　大元故宣差萬戸奥屯公神道碑銘)。從って、これらの集團が五國(＝胡里改)地方にいたことは疑いない。

㊽ 三田村前揭論文五頁參照。

㊾ 本文で述べるように、この一二という數字は完顏集團内部が一二に分かれていたことを示すものではないだろう。

㊿ 『大金集禮』卷九　宗室の條

(大定)三年正月十七日、奏劄、禮部呈、宣徽院申、會驗自來每過旦望、并應有見辭、官員通贊官職姓名、其間或有皇親及賜姓官員、有無通姓。下太常寺、檢到唐會要。(中略)今來擬依前項典故、三從皇親不通姓外、其餘宗室及賜姓者並通姓名。奉聖旨、准奏行外、平章阿烈(＝耶律元宜)仍通姓氏。

(51) 『金史』卷六八　贊

賢石魯與昭祖爲友、歡都事景祖、世祖爲之臣。蓋金自景祖始大、諸部君臣之分始定、故傳異姓之臣、以歡都爲首。

(52) 『金史』卷四　熙宗本紀皇統四(一一四四)年正月甲寅の條

詔以去年宋幣賜始祖以下宗室。

(53) 『金史』卷一一三　完顏賽不傳

始祖弟保活里之後也。(中略)元光二年(一二二三)五月、復河中。六月、詔諭宰臣曰、樞密副使賽不本皇族、先世偶然脫遺。朕重其舊人、且久勞王家、已命睦親府、附于屬籍矣。卿等宜知之。

(54) 『金史』卷六六　贊

完顏十二部、皆以部爲氏、宣宗詔宗室、皆書姓氏、然亦有部人以部爲氏、非宗室同姓者、遂不可辨矣。

(55) 『金史』卷七二　同傳

謀衍至京師、以爲同判大宗正事、世宗責之曰、朕以汝爲將、汝不追賊、當正汝罪。以汝父宴宗有大功、特免汝死。汝雖非宗室、而授此職、汝其勉之。

(56) 池内宏「金史世紀の研究」(『滿鮮地理歷史研究報告』一一、一九二六、同『滿鮮史研究　中世第一册』所收、東京、一九三三)參照。

(57) 大體次のような理由からである。確かに世紀には紀年の有無によって景祖の前後で斷絶がある。しかし、記事の現實性や具體性から言えば、昭祖を境にして大きく變わる。

(1) 始祖と獻祖についての所傳が、女眞族の文化や制度の創始を主題とするのに對して、昭祖以降は、外部との軍事的な關係とその結果としての支配の擴大に主要な關心を注ぐ。

(2) 昭祖以降に初めて石顯ら實在が確實な人物が登場し、また完顏以外に加古(＝夾谷)や烏林荅等の集團の名稱もあらわれる。

(3) 始祖を除いて、彼らの妻の出身集團名が明らかになるのは

昭祖からである（『金史』巻六三　后妃列傳）。

そして、最も強い論據は次の通りである。

(4)　『金史』巻三二禮志上尊謚には、天會一四（一一三六）年に始祖以下十名が廟號を贈られた際、彼らの稱號があわせて擧げられている（系圖參照）。始祖から獻祖までは何も附けられていないのに對して、昭祖は孛菫、景祖以下は太師（＝生女直部族節度使）となっている。いずれも實在の稱號である。これらは、彼らが生前に帶びていたものと考えられる。なお詳細は別稿に讓りたい。

㊽　『高麗史』巻一四睿宗世家一〇（一一一五）年正月の條にあるものが有名である。さらに、『建炎以來朝野雜記』乙集巻一九　女眞南徙の條は、太祖までに七傳されたことを述べている。しかし、これらの史料はその具體性から言っても『松漠紀聞』以上の價値をもつものではない。なお、三上次男「金室完顏氏の始祖說話について」（『史學雜誌』五二―一一、一九四一、前揭書三所收）後者三七頁參照。

㊾　島田正郎「洪皓の『松漠紀聞』に見える女眞の婚俗と金代婚姻法」（『法律論叢』三九―四・五・六、一九六六）六四六―六四八頁參照。

㊿　註㊾參照。また A. van Gennep, *Les Rites de Passage*, Paris, 1909. 綾部恒雄・裕子共譯『通過儀禮』（東京、一九七七）第七章參照。

(61)　註㊽の三上論文參照。

(62)　具體的には次の理由が擧げられる。

(1)　『松漠紀聞』は昭祖の存在を全く無視する。

(2)　景祖の名について、世紀が本名（烏古廼）と通稱（活羅）を擧げるのに對して、『松漠紀聞』は通稱（胡來）しか傳えない。

(63)　池內前揭論文第三章參照。

(64)　これらの諸說については前揭の拙稿一二六頁參照。

(65)　『金史』巻六六　胡十門傳

有合住者、亦稱始祖兄苗裔、但不知與胡十門相去幾從耳。

(66)　『金史』巻六六　同傳

合住、曷速館苾里海水人也。仕遼、領辰、復二州漢人、渤海。子蒲速越。（中略）子余里也、與胡十門同時歸朝。

(67)　池內前揭論文第三章參照。

(68)　註㊽と註②の三上論文參照。前揭書三、三五頁、一〇三頁註63。

(69)　婆盧火の一族は天輔五（一一二一）年に西北方面の國境防衛のために阿什河から泰州へ移住する。『金史』巻八四杲傳は次のように記す。

安帝六代孫。（中略）及婆盧火爲泰州都統、宗族皆隨遷泰州。撒离喝（＝杲）嘗爲世祖養子、獨得不遷、仍居安出虎水。

この「宗族」の中に、金室は含まれていない。おそらく婆盧火らは金室とは別の集團をつくっていて、このとき杲だけを殘して一族すべて泰州へ移っていったのであろう。

(70)　安帝の弟紇魯は、獻祖と共に海姑水へ移住するが、その後の

消息ははっきりしない。だが、曾孫の劾者が孛堇であったことからみて、彼らはそこに留まって金室とは別の集團をつくっていたのであろう。劾者が金室の集團の孛堇であったということは考えられないからである（『金史』卷六七　阿疎傳等）。

(71) これについては、狩野直喜『讀書箋餘』（東京、一九四七）「五行の排列と五帝德に就いて　補遺四則」二と愛宕松男「遼金宋三史の編纂と北族王朝の立場」（『文化』一五―四、一九五一）第三章に詳しい。

(72) 當時の論爭を最も詳細に傳える史料は、『大金德運圖說』である。第四章はほとんどこれによっている。

(73) 『金史』卷一一　章宗本紀泰和二年一一月甲辰の條

更定德運爲土、臘用辰。

(74) その後、興定四（一二二〇）年一二月庚辰に臘祭が行なわれた事實があるからである（『金史』卷一六　宣宗本紀同條）。

(75) 『大金德運圖說』省判

刑部尚書李愈以爲、本朝太祖以金爲國號。又自國初至今八十餘年、以丑爲臘。若止以金爲德運、則合天心、合人道、合祖訓。

(76) 狩野前揭書「五行の排列と五帝德に就いて　續編」一二三頁參照。

(77) 『魏臺訪議』（『太平御覽』卷三三所引）

詔問何以用未祖丑臘。（中略）曰、聞先師說。曰、王者各以其行之盛祖、以其終臘。水始生於申、盛於子、終於辰。故水行之君以子祖辰臘。火始生於寅、盛於午、終於戌。故火行之君以午祖戌臘。木始生於亥、盛於卯、終於未。故木行之君以卯祖未臘。金始生於巳、盛於酉、終於丑。故金行之君以酉祖丑臘。土始生於未、盛於戌、終於辰。故土行之君以戌祖辰臘。今魏據土德、宜以戌祖辰臘也。

これがいかなる典據をもつかは明らかではない。しかし、現實には歷代の王朝がこの原則に從っている。金が初め臘祭を丑日に行なったのは金德の國家と考えていたからであり、後にそれを辰日に變えるのは土德の國家と改めたからである。

(78) 『金史』卷六　世宗本紀同年一二月丁丑の條

臘、獵于近郊、以所獲薦山陵、自是歲以爲常。

(79) 碧琳琅館叢書本は「性」とするが誤りである。文中で引用した四庫全書珍本四集本に從い、「姓」とするべきである。

(80) 四十七部に關しては次の史料がある。『大金集禮』卷三　皇統五（一一四五）年增上祖宗尊謚の條

穆宗孝平皇帝、法令歸一、恢大洪業、盡服四十七部之衆。

『金史』卷一二〇　世戚列傳敍

世祖時、烏春爲難、世祖欲求昏以結其驩心、烏春曰、女直與胡里改豈可爲昏。世宗時、賜夾谷清臣族同國人。清臣胡里改人也。然則四十七部之中亦有不通昏因者矣。

後者の世宗は章宗の誤りである。『金史』の編者は、胡里改が四十七部に屬すと考えているが、兩者は別箇のものであろう。

The Clan Structure of the Jurchen 女眞 in the Chin Dynasty 金朝

—Concerning the rules of feudal rankings as seen in the *po-kuan-chih* 百官志 of the *Chin-shih* 金史—

Shigeru Matsu'ura

We have as yet hardly any studies of the social structure of the Jurchen people in the early Chin dynasty largely because of the scarcity of historical materials dealing with this era. This essay will investigate Jurchen clan structure through the fragmentary rules of feudal rankings which were recorded in the *po-kuan-chih* of the *Chin-shih*. These regulations stipulated various feudal ranks by dividing the total of 98 family names into white and black designations (*hao* 號), and then further into four groups. When we reconstruct the Chin feudal ranking system by the ranks of officials which remain on stone inscriptions, it becomes evident that contrary to past studies, all of their family names were Jurchen names. However, originally, their society lacked the concept of family name. That practice began in the early Chin by the adoption of various clan names. The division into four groups beyond the distinction of white and black designations existed before the establishment of the Chin dynasty. In the final analysis we can say that the distinction of family names originates in the Jurchen clan structure and demonstrates the family relations within clans. The clan structure no longer existed in its original sense.